

軽度者(要支援1・2、要介護1・(注)2・3)に対する福祉用具貸与について

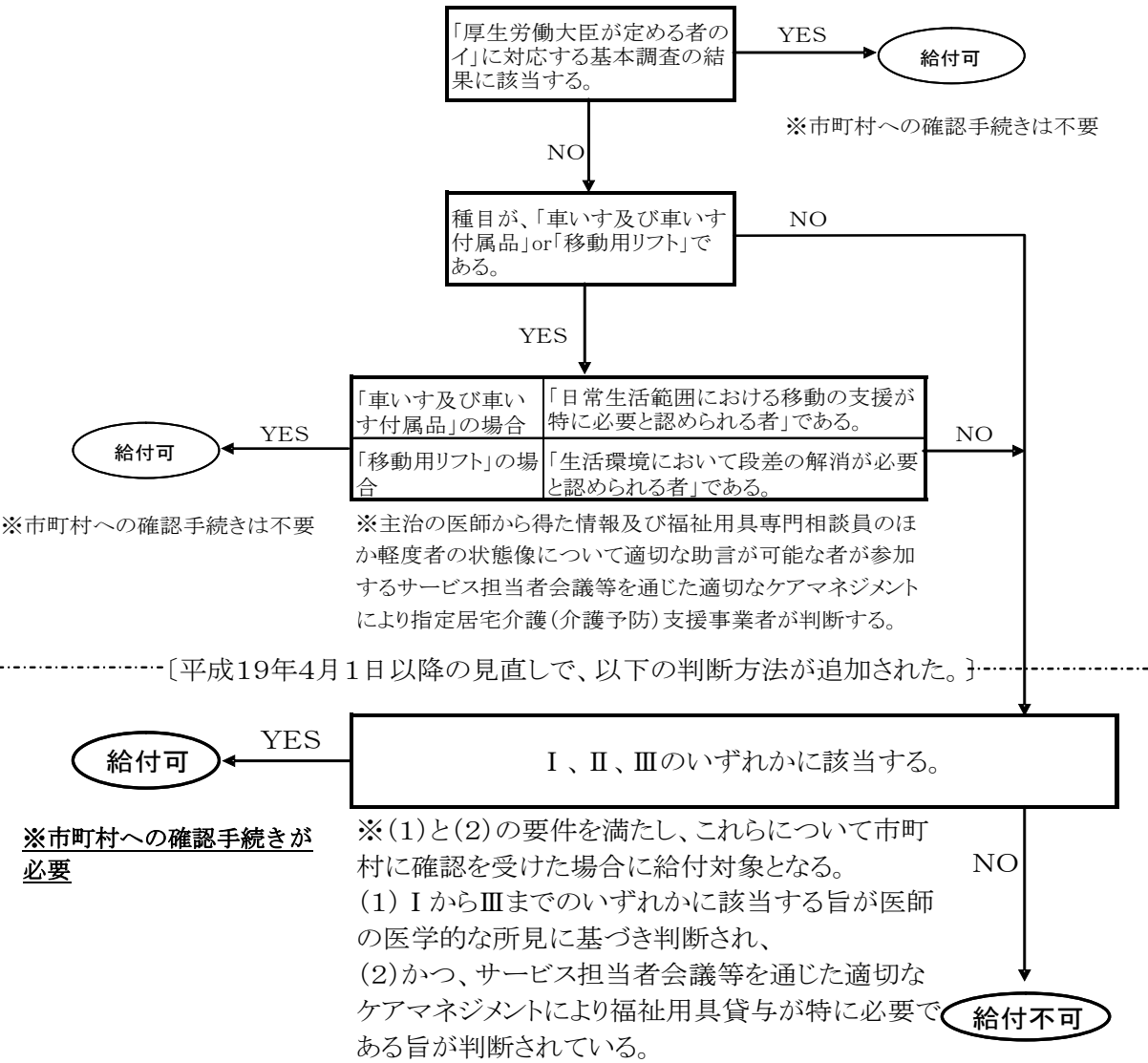
(注) 自動排泄処理装置については要介護2・3も軽度者となる

◎福祉用具貸与の給付要件

①						②			
車いす 及び 車いす 付属品	特殊寝台 及び 特殊寝台 付属品	床ずれ 防止用具 及び体位 変換器	認知症 老人徘徊 感知器	移動用 リフト	自動排泄 処理装置 (※)	手すり	スロープ	歩行器	歩行補助 つえ
給付要件：表1に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。						給付要件：なし→保険給付可能			

(※) 尿のみを自動的に吸引するものを除く

◎①の種目に係る福祉用具貸与の判断手順



- (I) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示31号のイに該当する者 (例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- (II) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者 (例：がん末期の急速な状態悪化)
- (III) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者
(ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)